

## 4 健康で人にやさしいまちづくり

④ - 1	地域福祉
④ - 2	子育て支援
④ - 3	障がい福祉
④ - 4	高齢者福祉
④ - 5	勤労者
④ - 6	保健
④ - 7	医療



## 4 - 1 地域福祉

### 現状と課題

- 障がいや高齢などにより福祉サービスを必要とする方が、地域の中で自立し、自分らしく生活していけるよう、市民の福祉意識のさらなる高揚や地域で支え合う環境づくりが必要です。
- 社会福祉協議会による福祉教育出前講座やボランティア講座などの実施、学校における福祉体験活動などにより、相互に支え合い、助け合う福祉意識の向上のため、今後も、福祉教育を充実することが重要です。
- 地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会やボランティア活動への支援の強化が必要です。
- 高齢者や障がいのある方などの交通弱者の移動手段の確保や社会参加への支援の充実も必要です。
- 生活保護受給者への援助指導を充実させるとともに、不正受給防止への対応や自立支援を強化する必要があります。
- 災害時の迅速な対応や高齢者の見守りなど、地域で支える体制づくりが必要です。

### ◆民生委員等の状況

	民生委員・児童委員 (人)	ボランティアコー ディネーター (人)	登録ボランティア 団体(団体)	登録ボランティア (人)
平成24年度	132	3	81	2,031
平成25年度	133	3	84	2,000
平成26年度	132	3	79	1,802
平成27年度	132	3	85	1,986
平成28年度	132	3	85	1,867

資料：社会福祉課、神栖市社会福祉協議会

### 基本方針

- 地域福祉の推進のため、地域の支え合いやコミュニティ活動の活性化、福祉サービス、相談体制等の充実を図ります。
- 関係機関と連携しながら、避難行動要支援者<sup>\*1</sup>の支援や地域福祉体制の強化を図ります。
- 生活困窮者に対し、相談時における適切な対応と制度の説明や相談内容に応じた施策活用についての助言を行います。

\*1 避難行動要支援者：災害時などに自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

## 施策の体系

④ - 1 地域福祉	①	福祉意識の高揚
	②	地域福祉体制の強化
	③	人にやさしいまちづくりの推進
	④	相談・指導の充実
	⑤	生活の援護
	⑥	自立の促進
	⑦	災害時における要支援者の支援

## 主な施策の概要と方向性

### ① 福祉意識の高揚

施策	概要・方向
福祉教育の充実	○教科学習の時間だけでなく、地域と連携した体験学習などにより、幼少期からの福祉教育を推進します。 ○ボランティアなどの体験的な活動や講演、研修の開催などにより、福祉への理解を深めます。
地域福祉意識の向上	○地域福祉計画に基づき、相互に支え合い、助け合う福祉意識の向上を図ります。

### ② 地域福祉体制の強化

施策	概要・方向
社会福祉協議会の充実やボランティア活動の育成	○社会福祉協議会の活動と連携を図り、適正な支援を継続していくとともに、福祉ボランティア活動を支援し、地域の共助の力を高めます。
民生委員・児童委員活動の支援	○地域における相談や支援活動を円滑に行うため、各種研修の実施、情報の提供、活動への協力を行うとともに、関係機関との連携を強化します。
地域包括ケアシステム <sup>*1</sup> の充実	○地域で生活課題を抱えた方に、保健、医療、福祉サービスを組み合わせ提供する地域包括ケアシステムを充実させ、安心して生活できるコミュニティづくりを目指します。

\*1 地域包括ケアシステム：在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、一人ひとりに最も適するよう保健・医療・福祉サービスを組み合わせ提供する仕組み

## ③ 人にやさしいまちづくりの推進

施策	概要・方向
バリアフリー化の推進	○安全に通行できるよう、歩道や道路、公共施設のバリアフリー化を推進し、人にやさしいまちづくりを目指します。
高齢者・障がいのある方等の移動手段の確保	○高齢者や障がいのある方などの交通弱者に対し、路線バス福祉パス <sup>*1</sup> の交付や福祉タクシー制度により、外出を支援します。

## ④ 相談・指導の充実

施策	概要・方向
相談・指導の充実	○高齢者や障がいのある方、生活困窮者などに対し、各種施策や制度を適切に活用できるよう相談体制や窓口を充実させるとともに、社会福祉協議会や民生委員など各機関との連絡を密にし、連携を図ります。

## ⑤ 生活の援護

施策	概要・方向
生活保護の適正実施	○生活保護受給者の状況を綿密に把握し、適切な指導援助を行います。

## ⑥ 自立の促進

施策	概要・方向
就業の促進	○就労を希望する方と綿密な打合せを行った上で個々の援助方針を決定し、関係機関と連携を図りながら、自立に向けた指導援助を行います。
経済的支援の推進	○生活困窮者に対し、生活福祉資金などの貸付制度の周知に努めます。

## ⑦ 災害時における要支援者の支援

施策	概要・方向
避難行動要支援者の安全確保の充実	○避難行動要支援者の安全確保のため、福祉や防災関係機関と関係団体、地域などが連携し、的確かつ迅速に取り組んでいけるよう総合的な支援体制づくりを進めます。
避難行動要支援者世帯の把握	○要支援者がいる世帯を把握し、災害時に迅速に対応できる体制の整備に努めます。
避難所の機能向上	○要支援者がスムーズに避難できる避難所の整備を進めます。

\* 1 福祉パス：高齢者や障がいのある方などが、路線バスを市内で乗車または下車する際に無料で利用できる制度

## ④ - 2 子育て支援

### 現状と課題

- 少子化が進行する中、若者世代にとって魅力ある市となるため、子育て支援の充実は重要となっています。
- 神栖市子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種相談体制、指導、情報提供の充実や、ひとり親家庭の支援の充実が必要です。
- 低年齢児保育の受入体制の充実を図り、待機児童の解消が必要です。
- 子育て世帯のニーズに対応した各種事業を展開し、一層子育てしやすい環境整備を進める必要があります。
- ひとり親家庭に対しては、子育て支援や生活基盤確保を充実させる必要があります。

### ◆ 児童施設の推移

	公立保育所 (か所)	私立保育所 (か所)	私立認定こども園 (か所)	保育所児童 (人)
平成24年度	4	19	0	2,530
平成25年度	4	19	0	2,596
平成26年度	4	19	0	2,655
平成27年度	4	19	2	2,699
平成28年度	4	19	2	2,628

資料：子育て支援課

### 基本方針

- 子育て日本一プロジェクトの実現のため、婚活から妊娠、出産、子育てへの切れ目ない支援を行います。
- 市民の保育ニーズを把握し、既存サービスの充実と新たな保育サービスの実施を検討します。
- 待機児童の解消を図るため、認定こども園の整備など、受入体制の充実を図ります。
- 幼保一体化など国の動向を見据え、今後の保育施設のあり方を検討します。
- 子育て相談、指導、情報提供を充実させるとともに、児童館と学童保育も含めた地域子育て支援体制の確立を図ります。
- 児童虐待防止体制の充実を図るため、関係機関と連携を図ります。
- ひとり親家庭が安心して暮らせるよう、相談・指導をはじめ、子育てや生活基盤確保に対する支援策の充実を図ります。

施策の体系

④ - 2 子育て支援	①	保育サービスの充実
	②	児童健全育成環境の充実
	③	子育て支援の充実
	④	ひとり親家庭の生活支援

主な施策の概要と方向性

① 保育サービスの充実

施策	概要・方向
民間保育の充実促進	○民間保育所への支援を引き続き行い、保育環境の充実を図ります。
保育施設の整備	○市民の保育ニーズを把握しながら、保育施設の整備に努めます。
保育サービスの充実	○待機児童解消を目指すとともに、市民の要望を把握し、延長保育や地域子育て支援センター、一時保育、休日保育、病児病後児保育、ショートステイ*1など多様なサービスの実施に取り組みます。

② 児童健全育成環境の充実

施策	概要・方向
児童館の整備	○老朽化した施設を必要に応じて整備します。
児童館における活動の充実と子どもの遊び場の確保	○施設の特性を活かした活動を充実させるとともに、子どもたちが遊びをとおして心身ともに健やかに成長できるように、地域の遊び場としての環境を整備します。
放課後児童クラブのサービス体制の整備	○放課後児童クラブのサービス体制を整備し、利用意向の充足に努めます。

\* 1 ショートステイ：児童福祉施設にて一時的に子どもを預かるサービス



③ 子育て支援の充実

施策	概要・方向
子育て相談・指導・ 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○窓口家庭相談員を配置し、相談、指導などの充実強化を図るとともに、子育てコンシェルジュを配置し、窓口を一元化することで、きめ細かに対応します。また、「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの相談に対して、切れ目のない支援体制を構築します。</li> <li>○ガイドブックや広報紙、ホームページ、スマートフォン用アプリなどにより、広報活動を行い、子育て支援事業の周知に努めます。</li> </ul>
地域子育て支援体制の 確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域で子育て支援を行う組織づくりを促進し、その活動を支援します。</li> </ul>
児童虐待防止体制の 整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待を防止するため、関係機関と連携を図りつつ、適切な指導や支援体制を整備します。</li> </ul>
子ども・子育て 支援事業計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども・子育て支援事業計画に基づく施策を関係部局間相互の連携、調整のもとで総合的に展開し、推進を図ります。</li> </ul>

④ ひとり親家庭の生活支援

施策	概要・方向
相談・指導体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における総合相談の役割を果たす母子・父子自立支援員により、関係機関との連携強化を図りながら、相談・指導体制の整備に努めます。</li> </ul>
経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童扶養手当や母子福祉資金などの国などが実施する制度の周知に努めます。</li> <li>○就労に有利な資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給し、経済的支援の充実を図ります。</li> </ul>
生活基盤確立の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭などが安心して子育てと就労ができるよう、保育サービスの提供など、生活基盤確立のための支援体制の充実を図ります。</li> </ul>
自主団体の育成・ 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子寡婦福祉会の育成強化のため、会員の加入促進に努めるとともに、自主的なひとり親家庭への福祉活動の振興を図るための支援を行います。</li> </ul>

数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
土曜日保育 実施保育所数 (一日保育)	土曜日の午前保育を実施している民間保育所に対し一日保育の実施を働きかける	24保育所	26保育所	
低年齢児保育 施設数	増加している低年齢児保育希望者の受入体制を整備する	2か所	4か所	

## ④ - 3 障がい福祉

### 現状と課題

- 様々な障がいのある方が暮らしやすい社会をつくるため、障がいのある方に対する地域の理解を深めるとともに、総合的な支援体制を充実する必要があります。
- 問題の発見から解決まで一貫して対応する体制を構築し、各種相談や情報提供を充実させることが必要です。
- 3歳児健診において母親の相談に応じながら、必要に応じて児童発達支援事業所などの関係機関と連携するなど、幼児のより良い成長に寄与する支援の充実が必要です。
- 障がいのある方のひきこもりを避けるため、社会参加を促進することが必要です。
- 精神疾患のある方の将来への不安軽減や正しい知識の普及が必要です。

### 基本方針

- 地域社会で生活するすべての人がお互いに支え合い、健康で安心して快適に暮らせる環境のもと、自らの能力を最大限に発揮し、様々な分野に参加することのできるまちの実現を目指します。
- 障がいのある方自らが災害に対する知識を学び、日頃の備えを十分に行えるようにするとともに家族、地域住民が災害時の避難体制を構築するため、自助・共助・公助の理念を具体化した避難行動要支援者対策を推進します。
- 障がいの早期発見や適切な治療、療育のため、保健、医療、福祉などの専門的な機関やスタッフを確保し、連携を図ります。
- 民生委員・児童委員が個人情報保護法を正しく理解し、関係機関のネットワークに積極的に参加するなど、障がいのある方の支援に努めます。

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3





施策の体系

<b>④ - 3</b> <b>障がい福祉</b>	①	障がいに対する意識の醸成
	②	総合的な相談体制の整備
	③	保健・医療対策の推進
	④	在宅生活の支援
	⑤	施設サービスの充実
	⑥	社会参加の促進
	⑦	精神保健対策の推進

主な施策の概要と方向性

① 障がいに対する意識の醸成

施策	概要・方向
障がいのある方に対する正しい理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある方に対しての正しい知識や理解を深めるため、福祉教育や様々な機会を通じて、広報や啓発活動に努めます。</li> <li>○民生委員・児童委員に対し、障がい福祉についての研修を行い、意識の啓発に努めます。</li> </ul>

② 総合的な相談体制の整備

施策	概要・方向
各種相談・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報紙や冊子により、各種障がい福祉制度の情報提供に努めるとともに、サービス提供機関や民生委員などとの連携を図りながら、包括的に対応する体制の確立に努めます。</li> <li>○民生委員・児童委員に対し、障がいのある方に対する各種制度の研修を行い、地域での支援体制の強化に努めます。</li> <li>○特別支援教育連携協議会での情報交換をとおり、各種障がいに応じた適切な支援や相談機関を提供します。</li> </ul>

③ 保健・医療対策の推進

施策	概要・方向
保健・医療対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種健康診査を実施し、医療機関などと連携しながら、障がいの早期発見、早期治療を進めます。</li> <li>○障がいの軽減に向けて、言語聴覚士による言葉と発達の治療相談事業、心理発達相談員による療育相談事業、理学・作業療法士*<sup>1</sup>による機能回復訓練事業などを引き続き実施します。</li> <li>○幼児の相談教室「おはなしひろば」では、幼児の発達について関係機関との連携により、相談やアドバイスを行い、子どものより良い成長につなげます。</li> </ul>

④ 在宅生活の支援

施策	概要・方向
居宅サービスの充実	○障がいのある方の日常生活などの地域生活を支援するため、障害者総合支援法に基づく居宅介護* <sup>2</sup> サービスの提供に努めます。
生活介護* <sup>3</sup> ・生活用具給付等在宅福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通所施設などによる生活介護や自立訓練サービスにより、障がいのある方の自立の促進を図ります。</li> <li>○障がいのある方の在宅生活を支援するため、日常生活用具などの給付事業を行います。</li> </ul>
経済的な支援の充実	○障がいのある方の生活安定のため、各種手当制度の継続や周知に努め、介護給付費や医療費などの経済的負担の軽減を図ります。
団体の育成・支援	○障がい者団体との連携をより一層強化するとともに、団体の活性化のため、自主的な活動を支援します。

⑤ 施設サービスの充実

施策	概要・方向
通所施設サービスの充実	○民間施設の誘致に努めるとともに、児童発達支援事業所・地域活動支援センターや福祉作業所の既存施設を活用し、さらに利用者のニーズに応えるためのサービス提供体制の充実を図ります。

\* 1 理学・作業療法士：心身に障がいのある方に対して、身体機能や社会的適応能力の回復を図るための専門職  
 \* 2 居宅介護：障がいのある方に対して、居宅において入浴、排せつまたは食事の介護その他の便宜を供与するサービス  
 \* 3 生活介護：常時介護を要する障がいのある方に対し、主として昼間に、障害者支援施設その他の施設において行われる入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供を行うサービス

⑥ 社会参加の促進

施策	概要・方向
社会参加に対する支援の継続	○各種団体が実施するレクリエーションやスポーツ大会参加などのサポートを継続します。
雇用・就業の促進	○ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどと連携し、就労を支援するとともに、一般的な就職が困難な方のため、障害者総合支援法に基づく訓練等給付費のサービスを提供することにより、支援を行います。

⑦ 精神保健対策の推進

施策	概要・方向
正しい知識の普及	○精神疾患のある方を正しく理解してもらうための広報啓発活動や家族、地域、本人、関係者での学習の場をつくり、支援に向けた関係者のネットワーク会議を実施します。 ○民生委員・児童委員に対し、精神保健に関する研修を行い、精神障がいについて理解を深めます。
相談や利用施設のあっ旋	○将来への不安を軽減するため、居住系サービスの紹介や相談支援事業所の案内などを行い、利用の拡大に努めます。 ○こころの悩みやこころの病気について、窓口・電話相談を行うとともに、必要に応じて専門機関を紹介します。
地域での受入体制の整備	○退院後、地域で生活できると判断された方の地域移行の促進に努めるとともに、デイケア <sup>*1</sup> やグループホーム <sup>*2</sup> など地域での受入体制の整備を図ります。

数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
相談支援事業の利用者数	実情に合った的確な情報の提供や相談を受ける体制の構築による、相談件数の増加を目指す	618人	892人	
訪問系サービス利用者数	地域（在宅）での生活を確保するため、訪問系サービスの利用促進を図る	142人	234人	
通所サービス利用者数	就労困難な方が通所による日中の創作活動や介護サービスを利用することにより、在宅生活の充実を図る	314人	495人	

\*1 デイケア：グループ活動をとおして、生活習慣の確立及び自己表現力の向上を図り、社会生活への適応能力を高めるサービス

\*2 グループホーム：日常生活上の食事や相談事項など、共同生活を通じて支援をする居住系サービス

## ④ - 4 高齢者福祉

### 現状と課題

- 高齢化の進行に伴い、高齢者福祉に関するニーズは、ますます多様化し、要支援・要介護認定者数も増加すると予測されます。そのため、様々な施策を通じて元気な高齢者づくりに努めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業や予防給付サービスを実施しながら、健康を維持するための取組の充実が重要となります。
- シルバーリハビリ体操教室について、地区教室は増えているものの、指導士の高齢化などで活動している指導士の数が伸び悩んでいるため、継続して3級指導士養成講習会を開催する必要があります。
- 家族介護教室は、全体の講習であることから個々の身体状態に対応した講義が難しいため、介護者自身の身体的負担や、精神的負担を軽減する内容を教室に盛り込んでいく必要があります。
- シニアクラブ数と会員数が減少しているため、会員増へ向けた取組が必要です。

### 基本方針

- 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画をもとに、高齢者に必要な様々な福祉施策を実施し、高齢者への支援や元気な高齢者づくりのための取組を行います。また、平成29年1月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、要支援認定者への訪問サービスや通所サービスが地域支援事業に移行されたことから、事業の円滑な実施に取り組みます。併せて、認知症や在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備などの重点事業に取り組みます。
- 介護保険事業については、「円滑な制度運営のための体制整備」「利用者への配慮」「苦情処理体制の整備」「保険者としての市の支援体制」の4つを基本方針として、介護保険事業の円滑な運営に取り組みます。

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3



## 施策の体系

④ - 4 高齢者福祉	①	介護保険の推進
	②	介護予防と日常生活支援
	③	生きがい対策の充実

## 主な施策の概要と方向性

### ① 介護保険の推進

施策	概要・方向
サービス提供基盤 (介護関連施設・ 人材等)の充実促進	○高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき、利用意向を反映した適切なサービス提供基盤の整備に努めます。
介護予防事業の 充実促進	○高齢者が要介護状態にならないよう、ボランティアなどの活動などインフォーマルな活動を含めた地域資源を活用し、介護予防事業の強化を図ります。
ケアマネジメント*1 の充実促進	○介護支援専門員に対して、ケアマネジメントの支援、研修や相談、指導をとおして資質の向上を図ることにより、居宅サービスの充実を図ります。
アセスメントの推進	○本人やその家族の心身状況、生活状況、住環境などを踏まえて生活問題や、要望などを総合的に把握することに努めます。
地域包括支援 センター*2の充実	○要介護者などの住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えることを目指し、日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターで対応していきます。
制度に対する理解の 促進	○介護保険制度をパンフレット、広報紙、ホームページなどを利用して広く市民に周知するとともに、居宅介護支援事業所などと連携することにより、理解の促進を図ります。

\* 1 ケアマネジメント:介護の必要な高齢者などに、適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること

\* 2 地域包括支援センター:地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防事業のマネジメントや高齢者の総合的な相談・支援などを一体的に実施する中核拠点



② 介護予防と日常生活支援

施策	概要・方向
地域包括支援センターの充実	○日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターの機能強化を検討します。
高齢者等の生活支援事業の推進	○軽度生活援助事業*1をはじめとする各種サービスの充実を図るとともに、高齢者の生活支援ニーズを把握し、新たな生活支援サービスの提供に取り組みます。
機能訓練の充実	○身体機能に支障のある在宅の方に対し、医師や理学療法士などの指導のもと、各種訓練を提供することにより、日常生活能力の回復や能力の低下の防止を図ります。
介護予防・日常生活支援総合事業の充実	○要支援認定者などが対象となる介護予防・生活支援サービス事業、一般高齢者が対象となる一般介護予防事業について、より一層の充実を図っていきます。 ○高齢者自らが地域の介護予防の一端を担う人材となれるよう、各種ボランティア活動などに積極的に参加し、活躍できるよう支援するとともに、地域支援サポーターポイントを導入し、事業の充実を図ります。
家族介護支援事業等の充実	○家族介護交流事業などを実施し、高齢者を介護している家族の身体的、精神的負担の軽減に努めます。
高齢者見守り事業の充実	○ひとり暮らし高齢者を見守るために、消防署と連動した緊急通報システムの整備や安否確認のために定期的に乳製品を配達する「愛の定期便事業」を実施します。
認知症対策の促進	○認知症の理解への啓発活動を積極的に推進します。 ○成年後見人制度についての理解を深めるために講演会などを開催します。 ○実態に合った市民後見人のあり方を検討します。

③ 生きがい対策の充実

施策	概要・方向
シニアクラブの活動支援	○各单位シニアクラブの活動支援を継続するとともに、シニアクラブ連合会と連携しながら、単位シニアクラブ数や会員数の増加に努めます。
シルバー人材センターの活動支援	○高齢者の社会参加と生きがいづくりのため、今後もシルバー人材センターの活動支援に努めます。
生涯大学等高齢者の生きがい活動促進	○高齢者のニーズを把握し、新たな講座開設など、高齢者が自らの生きがいを見出す気運を高めながら、多くの受講生が参加できるような取組を行います。

\*1 軽度生活援助事業：要介護状態でない独居高齢者などに、ホームヘルプサービスなどを提供する市独自の施策



数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
家族介護教室の参加者数	地域支援事業の中で地域の実情に応じた事業を展開する(地域包括支援センターごとに実施)	15人	30人	
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の実施状況	地域で暮らす認知症高齢者とその家族を支援するために養成講座の開催と修了者による訪問活動を実施する	191人 11人	200人 20人	養成講座修了者 訪問活動利用者
生涯大学等の実施状況	生涯学習の機会を充実させる	1,419人	1,800人	延参加者数



## 4 - 5 勤労者

### 現状と課題

- 有効求人倍率が高水準となるなど、雇用情勢は着実に改善が進んでいるとされていますが、地方においては、依然として厳しい雇用情勢が続いている状況です。
- 少子高齢化による労働力の減少を踏まえ、長時間労働の是正など働き方を見直し、より多くの人々が働きやすい環境をつくるとともに、女性や高齢者の就労を促進することが必要です。
- 国や県と連携し、地方創生の取組を活用し、雇用創出を推進することが重要です。

### 基本方針

- 国や県の施策と連携しながら、雇用の安定や地域経済の活性化を図り、勤労者が安心して生活できる環境づくりを促進します。
- 勤労者が安心して働ける労働環境の構築のため、国や県などの関係機関などと連携しながら、労働条件の改善と福利厚生の実施などを促進し、勤労者福祉の充実に努めます。
- 勤労者の知識や技術習得の機会を提供し、各種制度による職業能力開発を促進するとともに、高齢者や障がいのある方、ひとり親などの在宅就業の支援を行います。

### 施策の体系

4 - 5 勤労者	①	勤労者福祉の充実
	②	雇用や就業の促進

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3



## 主な施策の概要と方向性

### ① 勤労者福祉の充実

施策	概要・方向
雇用の安定	○雇用の安定と拡大のため、国や県と連携しながら各種情報提供や資料の収集、PRなどによる周知を図ります。
労働環境の改善促進	○労働環境の向上と安定した労使関係の構築を支援することにより、働きやすい環境づくりを促進します。

### ② 雇用や就業の促進

施策	概要・方向
職業能力開発の推進	○勤労者が必要な知識や技能を身に付けて適した仕事に就くことができるよう、職業能力開発を推進します。 ○働く意志や能力を持った高齢者に対する就業支援を実施します。 ○国や県と連携するとともに、地域の特性を活かした本市独自の施策を実施し、勤労者の生活の安定と産業の発展を図ります。
就業の支援	○高齢者や障がいのある方、ひとり親などの就業支援に向けて、国や県など関係機関との連携・協力を行います。



## ④ - 6 保健

## 現状と課題

- 市民の健康の維持・向上を図るため、各種事業におけるPRにより、健診受診者は増加しているものの、未受診者が多い状況であることから、今後も、利便性を向上させた総合健診を充実させるとともに、保健知識の普及啓発を推進することが必要です。
- 健康づくり体制の充実については、地域による活動を促進することや「かみす健康マイレージ」をはじめとする市民が楽しみながら健康づくりができる取組を充実させる必要があります。
- 母子の健康の維持や増進を図ることを目的に、地区ごとに担当保健師を配置し、母子保健に関する知識の普及や各種相談事業による育児不安の軽減や育児支援を行っているものの、支援の必要な妊産婦が増えており、助産師、保健師など専門職の継続支援が必要です。
- 感染症の予防については、法に基づく定期予防接種の実施に加え、任意予防接種の助成を行い、公衆衛生の維持向上を図っていますが、予防接種による副反応などのリスクなどについて誤った認識も存在することから、客観的な情報の提供と接種勧奨に努める必要があります。
- 国民健康保険制度については、健康増進や地域医療の確保には不可欠な制度ですが、国保財政は大変厳しい状況にあるため、医療費の削減、保険税の収納率の改善など保険財政の安定化に努めることが必要です。
- 国民年金に関する各種届出の受理、国民年金制度の普及啓発などの事務を充実させる必要があります。
- 介護保険制度については、今後も要支援・認定者数の増加が見込まれることにより、介護予防意識の向上や介護サービスの拡大を図る必要があります。
- 後期高齢者医療制度については、制度の周知と円滑な実施が重要となっています。

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

## 基本方針

- 市民と行政が一体となって健康なまちづくりを推進します。
- 健康寿命を伸ばすため、健康マイレージ事業や各種健診、筑波大学との協働研究事業により、生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組みます。
- 各種健診・健康相談などの充実や感染症の予防促進を引き続き実施します。
- 国民健康保険については、保険税の収納率の向上を図るとともに、医療費の適正化対策などを充実させます。
- 国民年金については、日本年金機構と連携した取組を推進します。
- 介護保険制度については、適切な要介護認定やケアマネジメントを推進するとともに、給付の適正化とサービスの向上に努めます。
- 後期高齢者医療制度については、制度の円滑な移行と適正な実施を図ります。

## 施策の体系

<b>④ - 6</b> <b>保健</b>	①	年代やライフスタイルに応じた健康づくりの支援
	②	母子保健事業の充実
	③	感染症対策の推進
	④	国民健康保険財政の健全性の確保及び国民年金の周知
	⑤	介護保険の円滑な実施
	⑥	後期高齢者医療制度





## 主な施策の概要と方向性

### ① 年代やライフスタイルに応じた健康づくりの支援

施策	概要・方向
マンパワーの確保・充実	○各種健診事業や訪問事業などの充実に向け、保健師、助産師、看護師、管理栄養士など、専門職の継続的な確保を図ります。
健康管理システムの整備・活用	○乳幼児から高齢者までの各種健診や予防接種のデータを一元的に管理・活用しているシステムのさらなる充実に努めます。
保健知識の普及及び啓発活動の推進	○市民一人ひとりが健康を意識した行動ができるよう、保健知識の普及を行うとともに、関係機関と連携を図り、啓発活動を推進します。
健康診査・各種がん検診の充実	○母子の健やかな成長発達を促すため、妊娠期から乳幼児期までの健康診査費用の助成を実施します。 ○各種がん検診などの節目年齢における周知、予約による利便性の向上、併用健診を行い、受診定着を図ります。 ○生活習慣病の予防、疾病の早期発見・治療を目指し、健康診査実施の啓発のための広報活動の充実と受診率の向上を図ります。 ○人間ドックなどについて、引き続き費用の一部を助成します。
健康づくり体制の充実	○健康増進計画、食育推進計画、歯科保健計画を一体化した第2次健康かみず21プランに基づき、市民の健康づくりを推進します。 ○まちづくりの根幹を担う自治会や地域で活動する団体との連携を強化し、協働して健康づくり事業の円滑な運営を図ります。 ○個人や家庭での健康づくりを支えていくため、健康づくり推進協議会を主体として、関係団体や関係機関とのネットワークを確立します。 ○健康づくりを側面からサポートする地域の人材育成に努め、市民一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組める体制を確保します。
献血運動の推進	○献血率の向上に向け、各事業所などと連携した広報などを実施します。

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3



② 母子保健事業の充実

施策	概要・方向
健康教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊婦やその家族に対して、保健知識や育児方法などの普及を図り、妊婦の仲間づくりの場をとおして交流が持てるように各種教室を開催します。</li> <li>○子育て中の親子に対して、幼稚園や保育所、児童館において、健康教育をとおして、むし歯予防や食育を行うなど、育児の支援や知識の普及に努めます。</li> </ul>
母子健康手帳の活用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子健康手帳の交付の際、手帳の活用方法と母子の健康管理及び育児支援について十分な説明を行います。</li> <li>○妊産婦健診の重要性を周知し、妊産婦健康診査費用を助成することにより、受診の勧奨を行い、安全・安心な出産を迎えられるよう、また産後うつ病予防に努め、妊産婦の健康支援を強化します。</li> </ul>
乳幼児健康診査・訪問指導・相談等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こんにちは赤ちゃん訪問（乳児全戸家庭訪問事業）、乳幼児健康診査や育児相談事業により、疾病の早期発見に努めます。</li> <li>○乳幼児健康診査の未受診者に対して、受診勧奨に努めるとともに、訪問指導や相談の充実を図り、育児不安の軽減や育児支援に努めます。</li> <li>○周囲に援助者がいなく育児不安を抱える産婦に対し、産後ケア事業をとおして、母子の体調管理や育児指導を行い、産後うつ予防、育児への不安解消及び虐待などの防止を図ります。</li> </ul>

③ 感染症対策の推進

施策	概要・方向
予防の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染症の発生予防やまん延防止により、公衆衛生の向上を図るため、広報紙やホームページを利用し、予防接種などの重要性を啓発するとともに、感染症の情報を提供します。</li> <li>○関係機関と連携しながら、感染症に関する情報と正しい知識を迅速かつ適切に周知します。</li> </ul>
予防接種の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関と連携し、予防接種の必要性を周知をするとともに、感染症の発生やまん延を防止し、公衆衛生の維持向上を図ります。</li> </ul>



## ④ 国民健康保険財政の健全性の確保及び国民年金の周知

施策	概要・方向
保険税の 収納率の向上	○国民健康保険財政の健全化を図るため、適正な保険税の賦課に努めます。 ○短期被保険者証などの交付により、滞納者との面談の機会を設け、収納率の向上に努めます。
医療費の適正化促進	○レセプト点検などの医療費適正化対策により、国民健康保険医療費の抑制に努めます。
特定健康診査等* <sup>1</sup> の実施	○特定健康診査や特定保健指導* <sup>2</sup> を実施し、自らの生活習慣改善を促進し、医療費の抑制を図ります。 ○健康維持や向上のため、40歳から74歳までの被保険者を対象に年1回健康診査を実施し、適切な保健指導を行います。
相談体制の充実	○国民年金制度の目的を達成するため、窓口での年金相談やパンフレットの配布、広報紙を活用した市民への制度の周知などを積極的に行います。 ○関係機関と協力・連携を図り、きめの細かい相談体制を構築します。
年金受給権の確保	○老齢や障害、死亡に関して、必要な給付を受けることができるよう、保険料の納付や免除を的確に促進するなど、該当被保険者の年金受給権の確保に努めます。

## ⑤ 介護保険の円滑な実施

施策	概要・方向
制度に対する理解の 促進	○介護保険制度への理解を深め、安定的な制度の運営に努めるとともに、広報紙やホームページなどの利用や、サービス事業所などとの連携により、情報提供体制の整備に努め、広く市民に周知します。
相談体制の整備	○地域包括支援センターを中核として地域の高齢者の様々な相談に対してワンストップで対応できるよう、総合相談窓口化に取り組みます。
介護予防施策の推進	○介護状態になる前から高齢者に対して継続的に一貫性のあるマネジメントに基づく介護予防を実施し、要介護状態となることやその悪化を予防するとともに、生活機能の維持・向上を図ります。
保険料納付の促進	○納付案内をパンフレットの郵送や広報紙、ホームページなどに掲載、口座振替の促進、納付啓発活動、滞納者への催告書の発送、夜間電話催告などにより実施し、収納率の向上を図ります。
適正な給付の実施	○介護保険制度の適正な給付を図るため、過剰なサービス提供などが生じないよう、事業者への適切な指導を行います。

\* 1 特定健康診査:メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した生活習慣病予防のための健診

\* 2 特定保健指導:特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣を改善することによりその予防効果が期待できる人に対し、生活習慣を見直すために行う指導や情報提供

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

⑥ 後期高齢者医療制度

施策	概要・方向
後期高齢者医療制度の円滑な実施	○後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な実施に努めるとともに、制度の円滑な移行を推進します。

数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
介護保険料口座振替件数	介護保険料普通徴収の口座振替を推奨する	3,837件	4,200件	
介護保険料収納率	収納率を上昇させることにより、安定的な介護保険事業運営を図る	96.65%	97.00%	現年度分
献血者数	茨城県献血推進計画の目標値に準じた数値を確保する	2,000人	2,500人	
がん検診受診率(胃がん)	がん検診受診率の向上を図る	7.62%	30.00%	
脳血管疾患の死亡割合	脳血管疾患の患者減少を図る	9.54%	9.50%	
後期高齢者医療制度の円滑な実施	保険料収納率の向上を図る	98.75%	99.80%	
特定健康診査受診率	特定健診の実施や成果に係る目標値を設定し、その達成に向けた取組を強化する	31.7%	43.0%	
特定保健指導実施率	特定保健指導の実施や成果に係る目標値を設定し、その達成に向けた取組を強化する	33.7%	55.0%	
人間ドック等一部助成者数	国民健康保険や後期高齢者医療被保険者の健康保持や増進を図る	423人	500人	

## ④ - 7 医療

### 現状と課題

- 市内に3つある二次救急<sup>\*1</sup>病院は、いずれも医師不足となっており、鹿行南部地域の救急医療についても、医師不足の影響で救急患者が県境を越えて千葉県へ搬送されているのが現状です。
- 医師不足対策を展開したことにより神栖済生会病院に常勤小児科医が確保され、平成26年度から県の小児救急拠点病院の指定を受けるなど、小児救急医療が充実されましたが、内科医などの医師不足の解消に至っていないことから、さらなる医師確保が必要です。
- 開業医や病院勤務医の協力を得て、休日の日中や日曜日の夜間における軽症患者の診療体制を構築するなど地域医療体制の確立に努めていますが、二次救急病院の負担軽減のため、引き続き関係医や病院勤務医に協力を要請するとともに、開業医を誘致する必要があります。
- 健康についての不安や悩み相談などのため、健康ダイヤルによる24時間365日の相談を実施しています。また、毎年発行している健康カレンダーや救急医療適正利用促進パンフレット、広報かみすなどで定期的に救急医療の適正利用に係る啓発を実施していますが、救急搬送の約5割が軽症患者です。

### 基本方針

- 茨城県と連携しながら地域医療の確保に努め、併せて休日・夜間の診療体制や救急医療の充実を図ります。
- 医療関係機関と連携しながら疾病の早期発見や早期治療の体制を確立するとともに生活習慣病予備軍に対する継続的な支援を実施します。
- 医療福祉制度を適正に推進するとともに、利用を促進するため、制度の周知徹底を図ります。
- 神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合の実現と神栖済生会病院の本院機能の充実が図られるよう、両病院や県と連携して取り組みます。
- 鹿島労災病院の建物について、国・県と調整しつつ、利活用の方針を検討します。

### 施策の体系

④ - 7 医療	①	医療機関の充実促進
	②	地域医療体制の確立
	③	保健・福祉と医療のネットワーク体制の確立
	④	各種福祉医療の充実

\* 1 二次救急:入院や手術を必要とする救急患者に対応すること

## 主な施策の概要と方向性

### ① 医療機関の充実促進

施策	概要・方向
市内医療機関の充実促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的に安心して医療サービスを受け、健康相談ができるかかりつけ医の普及定着や医療機関の充実促進を図るため、医師の確保についての支援を推進します。</li> <li>○医師不足を解消するため、医師確保事業補助や医科大学との寄附講座設置による医師確保などを引き続き実施しつつ、より医師が確保できる有効な手法や制度を検討・実施します。</li> <li>○市内医療機関で医師を志す学生への修学金貸与制度や市内及び近隣市出身者が市内の医療機関に勤務した際の支援など、本市への医師の定着を図ります。</li> <li>○二次救急医療機関が、市民に多い脳血管疾患や心疾患などの早期発見及び早期治療を行うために必要な高度医療機器の整備に要する経費に対して補助します。</li> </ul>

### ② 地域医療体制の確立

施策	概要・方向
病診連携や広域医療ネットワークの充実促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関や保健所などと連携しながら、様々な障がい・病気に対する相談・指導體制の充実を図ります。</li> <li>○機能回復や機能低下防止のため関係機関が連携、協力し、総合的なリハビリテーションを進めます。</li> <li>○医療機関などと連携を強化するとともに、広域的な医療ネットワークの構築を促進し、身近な医療から高度医療まで安心してサービスを受けられる体制を確立します。</li> </ul>
地域医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休日の軽症患者への対応を図るため、休日に診療を行う医療機関の確保に努めます。</li> <li>○安心して子どもを育てることができるよう小児救急医療の充実に努めます。</li> <li>○二次救急医療体制の整備については、広域医療体制として、県の保健医療計画に基づき、関係機関と協力、連携を図りながら推進します。</li> <li>○神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合の実現と神栖済生会病院の本院機能の充実が図られるよう、両病院や県と連携して取り組みます。</li> <li>○再編統合で役目を終える鹿島労災病院の建物について、様々な行政サービス機能などを備えた施設としての利活用を含めて方針を検討していきます。</li> </ul>



③ 保健・福祉と医療のネットワーク体制の確立

施策	概要・方向
早期発見・早期治療体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康についての不安や悩みを相談でき、指導や支援が行える体制の充実を図ります。</li> <li>○障がいや疾病が発見された子どもに対し、早期に適切な治療や療育が行えるよう、関係機関との連携を強化します。</li> <li>○疾病の予防や早期発見、早期治療ができるよう、健康診査の受診機会の拡大に努めるとともに、受診後のフォローを実施します。</li> <li>○生活習慣病予防のための健康教育やリスクに応じた支援を行います。</li> </ul>
情報交換の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適切な医療や保健対策を講じるため、関係機関との情報交換の推進と連携を図ります。</li> </ul>

④ 各種福祉医療の充実

施策	概要・方向
「神福 <sup>*1</sup> 」制度の適正な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本市独自の医療費助成制度である「神福」については、国や県の動向を踏まえながら、制度の適正な実施に努めます。</li> </ul>

数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
健康教育の実施件数	小中学生に喫煙防止教育を実施することにより、健康づくりの啓発を図る	18校	20校	全小中学校 22校
救急車の平均搬送時間 (鹿島地方事務組合 消防本部管内)	救急搬送病院への収容にかかる平均所要時間を短縮していくため、受入れ病院と消防本部との連携及び医療環境整備の促進に取り組む	51.2分	40分台	

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3



\* 1 神福：小中学生や高齢者などに対して本市が独自に行う医療費等の助成制度